

令和5年度 被害者保護増進等事業費補助金 自動車運送事業の安全総合対策事業 (社内安全教育の実施に対する支援)

I. 補助対象・補助額

<事故防止コンサルティングの実施に対する支援>

事業者の安全意識の向上を図ることで効果的な安全対策を実施し、事故を減少させることを目的とします。

補助対象となるコンサルティング※1	補助率
「令和5年度選定 社内安全教育時実施に対する支援における補助対象コンサルティング」に掲げるコンサルティング	必要経費の1/3 ただし100万円を上限とする。

※1：補助対象となるコンサルティングの一覧はJATAホームページにて閲覧できます。



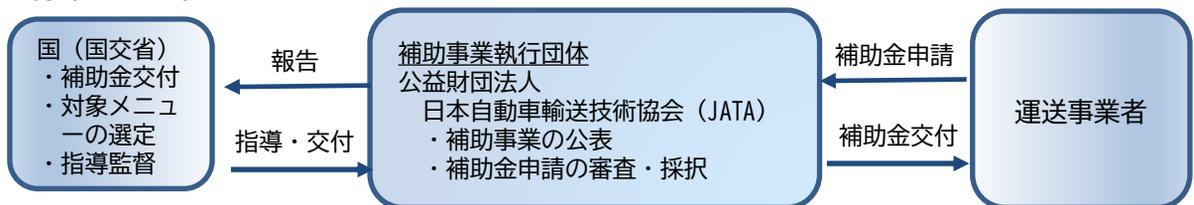
専門的な知見を有する外部の専門家のコンサルティングを通じて、事業者の安全意識の向上を図ります。

II. 補助金申請受付期間

公募開始日 令和5年8月10日～令和6年1月31日

ただしコンサルティングの契約日は交付申請書の提出日以降であり、当該コンサルティングは決められた期日（令和6年3月1日）までに完了するものであること。
(通常申請)

(事業スキーム)



事業詳細は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会のホームページをご確認ください。

<https://jata-shinsei.my.site.com/portal>

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
【補助金執行グループ】
E-mail : kokuhojo@ataj.or.jp